

公 告

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 鈴木 勉

平成 24 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）は、本年 4 月 1 日より次の額となりますので公告します。

1. 健康保険法代 47 条（任意継続被保険者の標準報酬）の規定により平成 23 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の報酬月額を平均した額

330,995 円

2. 1 の額を標準報酬の基礎とすると標準報酬月額とみなした場合の標準報酬月額及びその適用年月日

標準報酬月額 340,000 円

3. 適用年月日 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで